

介護職員等の喀痰吸引等研修(第三号研修) 開催要項

1 研修の目的

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づき、登録喀痰吸引等登録研修機関として、喀痰吸引等研修を実施することにより、地域で暮らす重度障がい者等に対し、喀痰吸引等業務を提供できる介護職員等を養成することを目的とします。

2 研修実施機関

公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部

3 受講対象者

- (1) 日常的に喀痰吸引等を必要とする障がい者の支援に従事する者であって、研修終了後、業として喀痰吸引等を実施しようとするもの。
- (2) 当該サービス事業所に喀痰吸引等を受ける特定の利用者（児）がおり、かつ利用者本人や家族の書面による同意が得られていること。
- (3) 特定の利用者（児）のかかりつけ医等から、当該利用者（児）に対して喀痰吸引等を行うことを承認された者であること。
- (4) 実地研修の指導及び評価を行う指導看護師等（注）を確保できること。
（注）当該利用者（児）に対し、喀痰吸引等の医療ケアを行っている特定の医師・看護師等に限る。
- (5) 所属長（事業所長等）が本研修を受講することを適当と認める者。

4 研修課程

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）附則第 4 条に規定する第 3 号研修
- (2) カリキュラム

科目	内容	時間数
重度障がい児・者等の地域生活等に関する講義	・障害者自立支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障がい児（者）等の地域生活 等	2
喀痰吸引等を必要とする重度障がい児・者等の障がい及び支援に関する講義	・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応	6
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	・喀痰吸引の手順、留意点 等 ・健康状態の把握 ・食と排泄（消化）について ・経管栄養概説	

	<ul style="list-style-type: none"> ・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点 等 	
筆記試験		0.5
喀痰吸引等に関する演習	<ul style="list-style-type: none"> 喀痰吸引（口腔内） 喀痰吸引（鼻腔内） 喀痰吸引（気管カニューレ内部） 人工呼吸器装着者の喀痰吸引 経管栄養（胃ろう・腸ろう） 経管栄養（経鼻） 	1
実地研修（特定の者に対して必要な行為について実施）	実地研修の前に基本研修（現場演習）を実施 指導者による評価により問題がないと判断されるまで実施	

※第3号研修修了者及び基本研修修了者については、基本研修の履修を免除し、実地研修のみの受講をもって足りる。

※人工呼吸器装着者への喀痰吸引の演習、実習を行う。

5 実地時期

- (1) 基本研修及び実地研修の実施の場合
概ね、年2回実施。要望があればこの限りではありません。
- (2) 第3号研修修了者及び基本研修修了者に対し、実地研修のみ実施の場合
問い合わせのあった場合に、随時実施します。

6 実施場所

- (1) 基本研修（講義）
松山市総合コミュニティセンター 2階 第8・9会議室
- (2) 基本研修（演習）
松山市総合コミュニティセンター 2階 第8・9会議室
- (3) 実地研修
各対象者の居宅

7 募集定員

各回 20名

8 受講申込の方法

受講申込書は、受付期日までに当事業所に提出するものとし、定員になり次第受付を終了します。この場合において、研修課程の一部が免除される場合は、当該免除に係る部分の履修等を証する書類の写しを併せて提出してください。

9 料金

- (1) 基本研修、実地研修ともに申込の場合：36,080円（消費税込）
【内訳】受講料：33,000円（消費税込）＋テキスト代：3,080円（消費税込）
- (2) 実地研修のみの場合：21,780円（消費税込）
【内訳】受講料：18,700円（消費税込）＋テキスト代：3,080円（消費税込）
- (3) 実地研修のみの場合：14,300円（消費税込）
【内訳】受講料：14,300円（消費税込）

10 研修実施方法

(1) 筆記試験

筆記試験は、四肢択一とし、実施します。

(2) 実地研修

実地研修は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に実施するものとします。

ア 実施研修指導講師である医師及び看護職員との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること。

イ 実地研修における書面による医師の指示、実地研修協力者である利用者（利用者本人からの同意を得ることが困難な場合にあっては、その家族等。以下「実地研修協力者」という。）の書面による同意承認（同意を得るに当たり必要な事項に関する説明その他の適切な手続の確保を含む。）、事故発生時の対応（関係者への報告、実地研修協力者及びその家族への連絡等の適切かつ必要な緊急措置、事故の状況等に関する記録及び当該記録の保存等を含む。）、実地研修協力者の秘密の保持（関係者への周知徹底を含む。）等の実地研修を実施する上で必要となる条件が確保されていること。

ウ 出席状況等の受講者に関する状況を確実に把握し、及び保存できること。

12 研修の認定方法

(1) 基本研修（講義及び演習）

「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修の修得程度の審査方法について」に基づき実施する筆記試験により、総正解率が9割以上の者を合格と認定します。なお、筆記試験の総正答率が7割以上9割未満の者については、再評価を行います。

(2) 基本研修（現場演習）

「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修の修得程度の審査方法について」及び「評価による技能習得の確認方法」に基づき、評価を実施し、「基本研修（演習）評価票」の全ての項目について、演習指導講師の評価結果が「基本研修（演習）評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合において、受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと判断することができれば合格と認定します。

(3) 実地研修

「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修の修得程度の審査方法について」及び「評価による技能習得の確認方法」に基づき、評価を実施し、「実地研修評価票」の全ての項目について実地研修指導講師の評価結果が、「実地研修評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合において、研修修了の是非を判定します。

13 指導看護師

指導看護師は基本研修演習に出席する必要があります。

14 損害賠償保険制度への加入

研修事業の実施に当たり、あらかじめ当センターが団体契約している損害賠償保険制度（実地研修を保険対象に含むもの）に加入するものとし、実地研修を含むすべての講習実施日数の実施における安全確保措置として適切な対応を図っています。

- 15 申し込み及び受講に関するお問い合わせ
公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部
〒790-0001 愛媛県松山市一番町1丁目14番10号 井手ビル4階
TEL : 089-921-1461 FAX : 089-921-1477
担当 : 向井・山藤